

令和9年度実施

大網白里市住民協働事業

【応募の手引き】



**あなたの活動が
地域のチカラに！**

● 募集期間

令和8年7月1日（水）～ 9月16日（水）

【問合せ先】

大網白里市役所 地域づくり課 市民協働推進班

〒299-3292 大網白里市大網115番地2

電話：0475-70-0342 FAX：0475-72-8454

E-Mail： chiiki@city.oamishirasato.lg.jp

ホームページ： <http://www.city.oamishirasato.lg.jp/>

目 次

1. 住民協働事業とは	2
2. 補助対象期間	2
3. 募集する事業	2～3
4. 団体の要件	4
5. 補助対象事業	5
6. 補助金額及び交付回数	5
7. 補助対象経費	6～7
8. スケジュール	8
9. 応募から選考まで	9～10
10. 審査基準	11～12
11. 選考結果について	12
12. 採択された場合について	12
13. その他の留意事項	13
14. 行政提案型協働事業 課題（テーマ）	14～18
15. これまでに採択された協働事業（参考）	19～22

1. 住民協働事業とは

未来に向けて、住みたい・住み続けたいまちをつくるためには、住民、団体、企業、市など様々な立場の人や団体が、力を合わせてまちづくりを進めていくことが大切です。

住民協働事業は、様々な団体と市が、お互いの特性を生かして明確な役割分担と責任のもと、協力しながら公共的課題に取り組む事業に、補助金を交付しています。

市民の皆様が持つ、アイデアやノウハウを地域課題や公共的課題の解決、または地域の活性化に生かし、より住民ニーズに合った公共サービスを提供し、よりよいまちづくりをすることを目的にしています。

※ 本事業に採択された提案の実施にあたっては、大網白里市における令和9年度予算成立が前提となりますので、あらかじめご了承ください。

2. 補助対象期間

令和9年度（4月～3月末日）です。

3. 募集する事業

（1）住民提案型協働事業

- ・事業のテーマやジャンルは問いません。
- ・地域をよく知っている皆様が実施することで、市が行う以上によりよい成果が期待できる事業提案を募集します。

（2）行政提案型協働事業

- ・市が提示したテーマ（課題）に基づき、皆さんが考える具体的な実施方法の提案を募集します。
- ・令和9年度のテーマは次のとおりです。

【令和9年度行政提案型協働事業 テーマ概要】

※詳細は14ページから

① 読書バリアフリー支援／生涯学習課 図書室

- ・発達特性や言葉の壁等で読書に困難を抱える子どもに向け、布絵本を作成し完成した資料を図書室へ提供、（著作権をクリアした市販のキット（完成品もあり）を使用）、または点字付絵本・LLブック・外国語併記等の資料を図書室へ寄贈提供いただく。
- ・読書バリアフリーのパンフレットを職員と一緒に作成し市民・行政が一体となって読書バリアフリーの啓発を行う。

② ながた野地先市道 花壇管理／建設課

ながた野地先市道（旧国道）の花壇（植樹柵）の植栽・管理を行う。

③ 所有者不明土地除草等事業／地域づくり課 環境対策班

雑草の除去に関する相談を受けた市内の土地のうち、相続放棄などで所有者が判明しない土地について、除草や剪定作業を行う。

4. 団体の要件

●対象となる団体 ※次の全てを満たす団体が応募できます

- (1) 主たる活動の場が大網白里市内にあること。
- (2) 構成員が5人以上で、その過半数が大網白里市内に在住、在勤又は在学していること。
- (3) 団体の代表者及び運営について、会則等で定められていること。

●対象とならない団体 ※次のいずれかに該当する団体

- (1) 政治、宗教又は営利を目的とする団体
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある団体。

5. 補助対象事業

- 住民提案型協働事業又は行政提案型協働事業であって、次の要件に全て該当する事業
 - (1) 市民の福祉向上又は公益上の必要性が認められる協働事業
 - (2) 大網白里市内で実施される協働事業

- 以下のいずれかに該当する事業は対象外です。
 - (1) すでに他の補助金、助成金等を受けている事業
 - ※団体の運営費のみの補助など、会計が明確に分けられる事業であれば対象になりますが、提出の際、必ず申し出てください。
 - (2) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
 - (3) 地域住民の交流会や親睦を目的とする事業
 - ※事業の一環としてではなく、単発の催しなどは対象外です。
 - (4) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業
 - (5) その他補助することが適当でないと認められる事業
 - ※同一団体が二つ以上の事業を提案することはできません。

6. 補助金額及び交付回数

- 住民提案型事業… 1事業、30万円を上限とします。審査会以降、補助金の増額はできません。
- 行政提案型事業… 事業内容により定めます。
- 補助金の交付は、当該年度1団体1事業とし、同一事業に対する補助金の交付は、3回を限度とします。また、補助対象年度ごとに申請に基づく審査により決定します。
- 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。
- 事業採択前の事前準備等の経費は対象となりません。

7. 補助対象経費

- 事業実施に直接必要な経費で、以下に掲げるものが補助の対象となります。

項目	内容
人件費	アルバイト等に対する人件費 <u>※団体の構成員に対する人件費は除く</u> ※各自の領収書もしくは領収書にかわるものが必要
謝礼等	講師及び専門家への謝礼 ※補助対象団体の構成員に対するもの、手土産代は除く
旅費 交通費	事業実施に直接必要な交通費、講師等に支払う交通費 ※団体運営のための交通費、一般参加者の交通費は除く
消耗品費	事業実施に直接必要な消耗品購入代（資料やポスター等の用紙代、摩耗しやすい機材の部品、材料等）
燃料費	事業に直接使用する機材等の燃料代（単価は明確にすること）
印刷製本費	チラシ、パンフレット、ポスター等の印刷代、コピー代、写真現像代
通信費	郵送代、携帯電話等利用料（事業のため契約したものに限り）
保険料	参加者、指導者、講師等が加入する損害賠償保険、ボランティア保険等 ※火災、地震等の家屋に係る保険料を除く
使用料 賃借料	事業実施に直接必要な機器類の賃借料、会場の使用料等 ※団体自らが所有している施設、団体事務所としての施設の賃借料、家賃等は除く
その他	その他事業実施に直接必要な経費（経費ごとに要相談）

※備品購入は原則不可能となります。ただし、事業の実施に必要な不可欠と担当課等が認めた場合には補助対象とします。

※経費を計上する際は、必ず算出根拠を明確にし、高額なものは見積もりをとってください。

● 以下は対象とならない経費（対象外経費）

- （１）食糧費（食事代、弁当代、会議時お茶代等）
- （２）記念品の購入等に係る経費
- （３）家賃（敷金及び礼金含む）
- （４）交際費、慶弔費
- （５）負担金、寄付金（上部団体への負担金や加入組織の会費等）
- （６）土地の取得、造成及び補償に関する経費
- （７）団体の経常的な運営に係る経費（事務所管理費、事務局経費、団体構成員移動費など）
- （８）領収書等により、団体が支払ったことが明確に確認できない経費
- （９）補助事業に直接関係ない経費、補助することが適当でないと認められる経費
- （１０）事業補助金交付決定（事業採択通知ではありません）以前に支出された経費

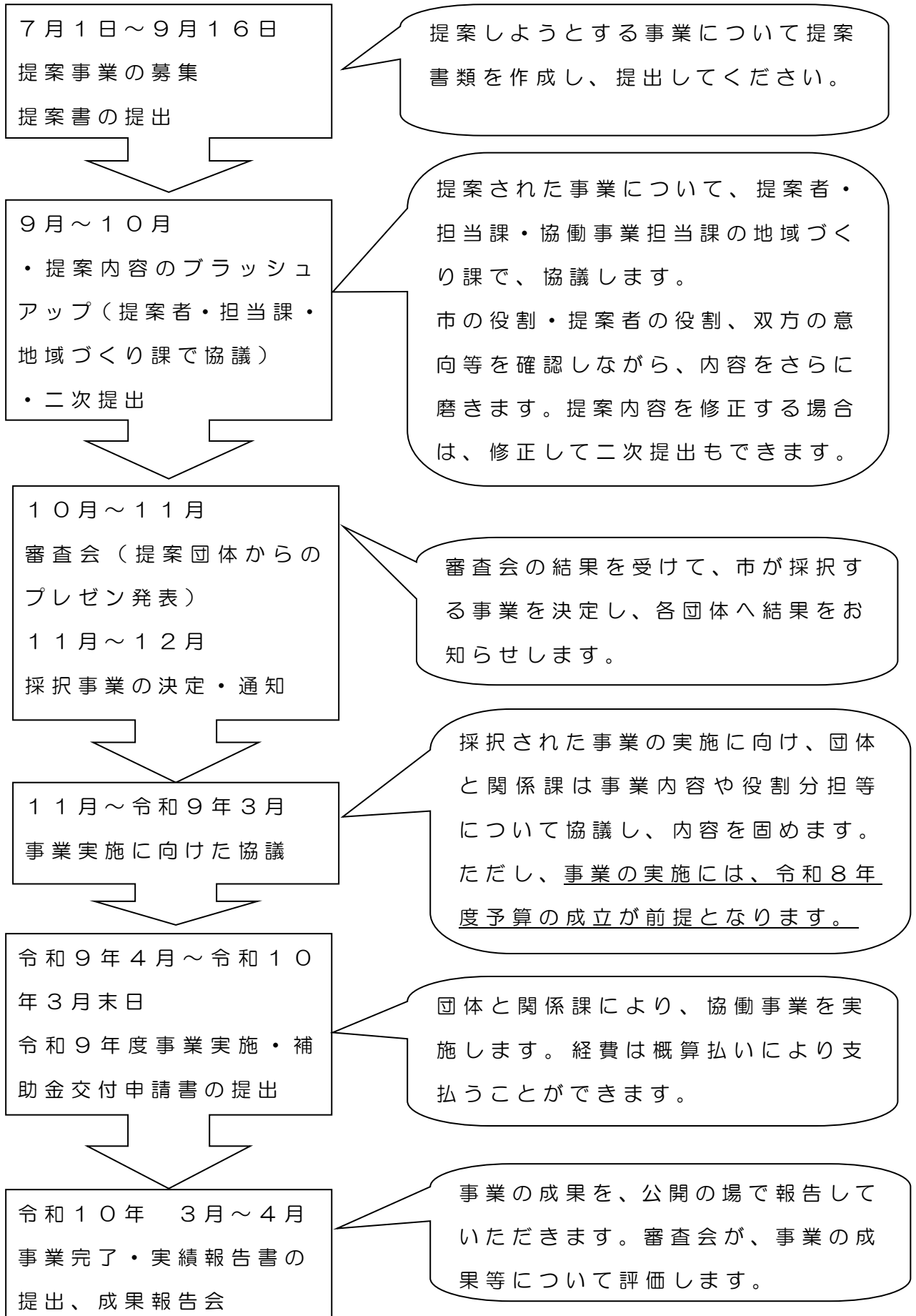
※領収書等により、支払ったことが明確でない経費は補助対象外となります。領収書は、各自で適切に保管してください。事業終了後に実績報告とともに提出していただきます。

**団体の構成員に対する人件費は一切認められません。
ご注意ください！！**



8. スケジュール

※スケジュールは変更になる場合もあります。



9. 応募から選考まで

● 募集期間・提出場所

- ・令和8年7月1日（水）～9月16日（水）
- ・提出は地域づくり課（本庁舎1階）へ持参
- ・受付時間は、午前8時45分から午後4時30分まで（土日祝日を除く。）
- ・提案書の内容を確認し、必要に応じて聞き取りをさせていただきます。
- ・提出後、提案者・担当課・地域づくり課で協議の場を設けます。日程は相談のうえ、決めさせていただきます。

必要書類は以下のとおりです。（原本1部）

- ・大網白里市住民協働事業提案書 ※第1号様式（第8条）
- ・事業計画書 ※別紙1（その1・その2）
- ・事業収支予算書（単価表や見積書など、積算の根拠となったものを添付） ※別紙2
- ・団体の概要及び活動実績調書 ※別紙3
- ・団体の会則等及び団体名簿（任意様式）
- ・継続して補助を受けようとする団体は、継続団体用調書（以前の提案事業と異なる点、継続事業として評価できる点を記入）
- ・その他必要書類（資料等）

【その他提出にあたっての注意】

- ・提案書などの各様式は、地域づくり課、中央公民館、白里出張所、中部コミュニティセンター、市役所分庁舎、大網白里アリーナ、農村環境改善センター、社会福祉協議会、市ホームページ（<http://www.city.oamishirasato.lg.jp/>）から入手できます。
- ・事業提案に係る費用は、各提案者の負担とします。
- ・提出された提案書は返却しませんので、必ず写しをとってください。
- ・提出書類の不備により、期限内に提出できなかった場合は、自己責任となります。

●選考（公開プレゼンテーション・審査会）

提案された事業は、書類審査とプレゼンテーションにより選考します。審査会で事業内容を審査し、評価した結果をもとに採択事業を決定します。なお、審査の結果、採択の条件がつくことや一部事業内容の修正や変更をお願いする場合があります。

公開プレゼンテーション・審査会の日程（10～11月）は未定ですので、決定次第、提案団体に通知します。

【公開プレゼンテーションについて】

審査会委員の前で、公開プレゼンテーションを行います。提案団体は、提案事業内容について10分以内で発表し、その後、審査会委員の質疑に応じていただきます。

- ・プレゼンテーションの方法は、パネル、パワーポイント、参考資料など自由です。
- ・資料を配布する場合は、審査会開催の10日前までに7部提出していただきます。当日は受け付けられません。
- ・公開プレゼンテーションを欠席した場合は、審査対象外となります。

10. 審査基準

- 以下のような観点から審査します。

目的 課題	<ul style="list-style-type: none">・ 地域が抱える課題を的確に捉えている事業か。・ 時勢、社会状況、地域・市民ニーズを適正にとらえた事業か。
企画 効果	<ul style="list-style-type: none">・ 事業の内容が具体的で目標達成に向けて適切な活動内容か。・ 提案者の特性を生かし、創意工夫された事業であるか。・ 先駆的で模範となる事業か。・ 事業を行うことで、市民や地域、他の団体への波及効果（広がり）は期待できるか。・ 他の団体との連携や協力により相乗効果をあげられるか。・ 費用対効果が期待できるか。・ 継続して補助を受けようとする場合は、前年までの内容・効果を踏まえた、内容となっているか。
実行力	<ul style="list-style-type: none">・ 実現に向けて、実施手法が具体的かつ妥当な内容か。・ 計画どおり企画を実施できる体制となっているか。・ 適正な見積もりが行われているか。・ 事業についての使用許可など関係手続が整う可能性があるか。・ 継続して補助を受けようとする場合は、前年までの実施状況は適切であったか。
継続性	<ul style="list-style-type: none">・ 補助事業終了後も、自主事業として団体が継続的に実施する見込みがあるか。・ 自主自立して活動を実施できるか。・ 寄付、協賛金の呼び掛け、参加費など受益者負担などは妥当か。・ 自主的な情報収集・情報発信を行うなど、事業内容を発信する工夫がされているか。

必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益性があり、提案者と市が協働する必要性があるか。 ・ 団体と市の役割分担が明確で、相互の特性を生かした妥当なものであるか。 ・ その事業を実施する必要性はあるか。 ・ 継続して補助を受けようとする団体は、補助を継続する必要性があるか。
-----	---

※審査基準等は、協議により変更される場合があります。

審査値	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
点数	5	4	3	2	1

- ・ 各審査項目を5点満点で採点し、事業採択の適否を審査します。
- ・ 各審査員の点数を合計し、総合計の6割以上を採択とします。

1 1. 選考結果について

審査結果をもとに、市長が採択事業を決定します。

結果は、各団体に通知（郵送）するとともに、市の広報紙やホームページ上で公表します。なお、審査状況や選考（採択）結果に関するお問い合わせは、ご遠慮いただいておりますので、ご了承ください。

1 2. 採択された場合について

- ・ 採択通知を受け取った後、翌年4月に「交付申請書」を提出してください。
- ・ 活動を行うにあたっては、法令を順守し、事業に必要な諸申請は各団体が責任をもって、自ら行ってください。
- ・ 実績報告では、経費を支払ったことを証する書類（領収書の写し）と事業概要を確認できる資料（写真等）の添付が必要になります。
- ・ 補助金交付対象として決定された予算の10%以上の額、事業全体（補助金対象外も含む）の20%以上の額の変更が生じた場合は、「補助金変更承認申請書」の提出が必要です。

13. その他の留意事項

- 補助対象に係る事業着手時期は、採択決定の時期ではありません。
翌年4月1日以降となります。
- 市ホームページなどで事業を紹介する場合、活動写真を掲載する場合があります。
- 提出書類に虚偽があった場合、提案及び採択を取り消す場合があります。



14. 令和9年度行政提案型協働事業 課題（テーマ）

① 読書バリアフリー支援

提案課・班名	生涯学習課 図書室
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達特性や言葉の壁等で読書に困難を抱える子どもに向け、布絵本を作成し完成した資料を図書室へ提供、（著作権をクリアした市販のキット（完成品もあり）を使用）、または点字付絵本・LLブック・外国語併記等の資料を図書室へ寄贈提供いただく。 ・ 読書バリアフリーのパンフレットを職員と一緒に作成し市民・行政が一体となって読書バリアフリーの啓発を行う。
期待される効果等	<p>住民協働事業者と一緒に図書室の読書活動をアピールすることで、図書室に興味のない市民に読書推進が行える。</p> <p>障がい者支援として、様々な資料があることで図書室へ足を運びきっかけとなり、読書に困難を抱える子どもの選択肢が増える。</p>
住民団体に期待する役割	市民への読書推進啓発活動および資料の提供
市の役割	市民に向けた読書環境の整備
事業期間	令和9年4月1日 ～令和10年3月31日
概算事業費	20万円
備考	

②ながた野地先市道 花壇管理

提案課・班名	建設課 管理班
事業の概要	ながた野地先市道（旧国道）の花壇（植樹柵）の植栽・管理
期待される効果等	適切な日常管理を行うことで、花壇の活用が図られ、景観向上に寄与することが期待される。また、地元地区の美化活動を通じて、地域のコミュニケーションの場の確保が見込まれる。
住民団体に期待する役割	花壇の管理
市の役割	広報及び活動の支援、団体自立の支援など
事業期間	令和9年4月1日～令和10年3月31日
概算事業費	30万円 / 1シーズン
備考	

③所有者不明土地除草等事業

提案課・班名	地域づくり課 環境対策班
事業の概要	雑草の除去に関する相談を受けた市内の土地のうち、相続放棄などで所有者が判明しない土地について、除草や剪定作業を行う。
期待される効果等	環境美化と、生活環境の向上が図られる。
住民団体に期待する役割	所有者不明土地の除草等作業
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・相談対象地の調査、所有者不明土地についての情報提供 ・草、枝の処分
事業期間	令和9年度～
概算事業費	事業内容による
備考	

15. これまでに採択された協働事業（参考）

団体名	事業名	事業概要	実施年度
大網白里市 外国人支援 ネットワーク	大網白里市 外国人支援 ネットワーク 事業	大網白里市に在住、在勤、在学する外国人に対するコミュニケーション・生活支援などの活動を通して当市における多文化共生を支援する。毎月1回外国人のためのサロン及び相談室を設け、日本語学習支援、役所や病院などの窓口での日本語支援、外国人と日本人とのコミュニケーションの場づくりを行う。また、ホームページを開設し、活動のPRとともに個人、法人の会員を募っていく。	R7～R8
大網社会法 研究会	フリーラン ス塾（働き方 と法）事業	フリーランスとして働く方へ、関連する法を理解するために専門の講師を招き、塾という形で講座を開設する。フリーランスとしての働き方を知り、法的救済のノウハウを身に付けることでフリーランスで働く方を増やし、地域経済が活性化されることを目的とする。	R7
地域情報デ ジタル化普 及実行委員 会	地域情報サ イトの新設 と運用によ る地域コミ ュニティ活 性化事業	地域情報を掲載するウェブサイトを立ち上げ、地域内の各区・自治会等に係る、住民生活に必要な情報、役立つ情報を集約して一元管理するシステムを構築し、市民に有益な情報を広く提供する。 また、本システムを多くの住民が利用できるように、デジタル機器に不慣れな方を対象にした、スマホ教室を開催し、スマホの普及率を向上させる。	R5～R6

団体名	事業名	事業概要	実施年度
日本語教室委員会	日本語教室の運営 【行政提案】	市内在住の外国人のため、日本語支援 S・M クラスを開設する。また、在住外国人と地域住民の交流や情報交換の場としてグローバルカフェを開設する。	R2~R4
エコマリン大綱	地域への自然エネルギー導入に向けた土台作り	地球温暖化防止のために、地域や地域住民で進めなければならない課題として「地域への自然エネルギーの導入」がある。これを地域の課題として地域住民に受け止められるための地域住民への普及・啓発活動や勉強会を実施する。	R 2
大綱白里地域福祉カレッジ実行委員会	大綱白里地域福祉カレッジ 【行政提案】	地域福祉の担い手となる福祉人材を発掘・育成するために、地域福祉活動の経験のない又は経験の浅い市民に、地域福祉活動の趣旨や必要性などの知識を習得してもらうことを目的として、地域福祉に係る研修会を実施する。	R 2 (中止)
特定非営利活動法人リンク	ひきこもり当事者及び家族の支援	社会参加をすることに課題を抱え、生活のしづらさを感じている人への支援を通じ、ひきこもりの方が地域に出て社会参加できる機会をつくる。	R1~R3
ぐるっと大綱30kmウォーク実行委員会	ぐるっと大綱30kmウォーク	市の豊かな自然と文化を多くの市民に知ってもらおうとともに自らの健康管理意識の向上、家族の絆、仲間意識の向上により地域での互助の成立による支え合いの街づくりに寄与する。	H 30
街資源再興プロジェクト	ハマボウフウ特産品化プロジェクト	かつて地元で食されていたハマボウフウを栽培し、市の特産品として復活させることで、まちおこしを図る。	H 29 ~ R 1

団体名	事業名	事業概要	実施年度
買物送迎事業運営委員会 ↓ NPO法人買物送迎フレンドリーへ名称変更	買物送迎事業	上谷新田地区を対象に、移動手段を持たない高齢者の買物の送迎を行うことで、地域ぐるみのコミュニケーション、安否確認、安心して住み続けられる暮らしの支援を図る。	H29 ～R1
社会福祉法人 翡翠会	認知症カフェ・かきつばたの運営	「認知症カフェ」を運営し、認知症の方とその家族が、地域の方々と自由に交流できる場所と機会を提供する。	H29 ～R1
大網白里ひまわりねっと	男女共同参画啓発事業 【行政提案】	「男女共同参画社会の実現に向けた地域や職場での広報・啓発活動」について市民目線で企画・運営する。	H29 ～H30
十枝の森を守る会	十枝の森自然環境保全活動	十枝の森の見守り、清掃、維持管理を実施し、イベントを開催する。また、十枝雄三翁の功績を周知する。	H27 ～H29
(一社)大網白里まちづくりサポートセンター ↓ NPO法人市民ステーション・まちサポート へ名称変更(H29.11)	メールマガジン利用の協働のまちづくり活性化事業	メールマガジンの配信を利用し、市民相互の繋がりを強化、市民活動に興味の無かった市民も巻き込み、市民の活力を引き出し協働のまちづくりに拍車をかける事で、市の活性化を図る。	H30
	地域の子育てサポート事業	子育て世帯が安心して子どもを預けられ、子育ての悩みを相談できる子育てサポーターを養成し、子育てサポートクラブとして組織する。	H27 ～H29
	市民活動コーディネート事業	市民活動に関する相談窓口を設置するとともに、新たな市民活動の立ち上げをサポートし、協働のまちづくりの推進を図る。	H26

団体名	事業名	事業概要	実施年度
(一社)大網 白里まちづ くりサポー トセンター ↓ NPO法人市 民ステーシ ョン・まちサ ポ へ名称変更 (H29.11)	住民協働事 業運営支援 及び協働体 験実施事業 【行政提案】	市民活動団体と住民協働事業に携わる団体 相互の連携を図り、様々な協働の体験活動の 場を提供する。また、住民協働事業実施団体 の進捗状況の確認、相談に対する助言を行 う。	H 25
まちサポ 「お助け隊」	有償ボランテ ィア まちサ ポお助け隊	高齢者、子育て中の方の、日常生活上のちょ っとした困りごとに、有償で生活支援を行 う。	H 26 ~ H 28
N P O 法人 住み続けた いまちづく りの会	健康増進と 介護予防の ための「いき いき教室」全 市展開事業	福祉施設等に対し、笑いヨガを導入した「い きいき教室」を実施する。また、笑いヨガリ ーダーの育成を行う。	H 25 ~ H 27
あみなび会	大網白里ま ち紹介 DVD 制作事業	市に転入した方に市での新生活に役立てて もらうため、大網白里市の魅力などをダイジ ェストで紹介するDVDを制作・配布する。	H 25 ~ H 26
児童館設立 プロジェク ト	「ゆめの木」 運営事業	未就学児の親子、児童、生徒、一般住民が誰 でも参加でき、幅広い交流が行える居場所づ くりを行う。	H 25
シェイクハ ンズ	エコキャッ プ活動を通 じた社会参 加事業	ペットボトルのキャップを集め、世界の子ど もにワクチンを贈る「エコキャップ活動」を、 学校・施設・自治会等の協力のもと行う。障 がいを持つ子(人)たちと一緒にキャップ回 収・分別などの活動を行う。	H 25